

鴨川市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第12号

鴨川市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の職の設置に関する規則（平成17年鴨川市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表作業療法士の項の次に次のように加える。

言語聴覚士	上司の命を受け、言語聴覚士の業務を掌理する。
-------	------------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。